

令和4年第2回江差町議会定例会資料

資料1：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（4回目接種）の概要 【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町国民健康保険税条例改正概要及び新旧対照表【議案第1号関係】	…P 3
資料3：江差町介護保険条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 29
資料4：かもめ島島上ステージ外壁改修工事概要【議案第3号関係】	…P 31
資料5：かもめ島公衆トイレ屋根改修工事概要【議案第3号関係】	…P 32
資料6：北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表【議案第4号関係】	…P 33
資料7：北海道市町村職員退職手当組合同規約新旧対照表【議案第5号関係】	…P 34
資料8：北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約新旧対照表【議案第6号関係】	…P 35
資料9：江差町・上ノ国町学校給食組合同規約新旧対照表【議案第7号関係】	…P 37

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（4回目接種）の概要

〈健康推進課〉

資料1

◎事業の目的

新型コロナウイルスワクチンの第二期追加接種（4回目接種）を実施し、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とする。

◎接種対象者

3回目接種終了後、5か月が経過した①60歳以上の者、②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者又はその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

○重症化リスクの高い基礎疾患を有する者（14項目）

- ①慢性の呼吸器の病気 / ②慢性の心臓病(高血圧を含む) / ③慢性の腎臓病 / ④慢性の肝臓病 (肝硬変等)
 - ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又はほかの病気を併発している糖尿病
 - ⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く) / ⑦免疫機能が低下する病気 (治療中の悪性腫瘍を含む)
 - ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている / ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態 / ⑪染色体異常 / ⑫重症心身障害
 - ⑬睡眠時無呼吸症候群
 - ⑭重い精神疾患 (精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療で重度かつ継続に該当する場合) や知的障害 (療育手帳を所持している場合)
- 基準 (BMI30以上) を満たす肥満の方

◎対象者数

全体3,500人 内訳 ①60歳以上:3,000人、②基礎疾患を有する者500人
②の内訳:18歳~59歳の3回目接種済者数2,600人×8.1% = 210人
※1 国が示す基礎疾患を有する者の出現率

◎補正予算額

14,759千円 (全額国費)
内訳:接種体制確保事業 12,026千円
:接種費用負担金 2,733千円

江差町国民健康保険条例の一部改正の概要

改正条項等	改正概要	概要
○ 第2条 (課税額)	1 令改正にあわせて改正 課税限度額の引上げ ・基礎課税額(医療分) ・後期高齢者支援金等課税額	(現行) 63万円 ⇒ (改正後) 65万円 (現行) 19万円 ⇒ (改正後) 20万円
○ 第3条 (国民健康保険の被保険者に 係る所得割額)	2 規定の整備 ・規定の明確化	
○ 第3条 (国民健康保険の被保険者に 係る所得割額)	3 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る所得割額の税率の改正 ・(現行) 100分の6.81 ⇒ (改正後) 100分の7.25 (+0.44)	
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に 係る被保険者均等割額)	4 規定の整備 ・規定の明確化	
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に 係る被保険者均等割額)	5 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る均等割額の改正 ・(現行) 18,700円 ⇒ (改正後) 19,700円 (+1,000円)	
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に 係る世帯別平等割額)	6 法律・政令改正にあわせて改正、規定の整備 ・所要の規定の整備、規定の明確化	
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に 係る世帯別平等割額)	7 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る平等割額の改正 ・一般 (現行) 26,900円 ⇒ (改正後) 24,000円 (▲2,900円)	

改正条項等	改正	概要	要
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	・ 特定世帯 (現行) 13,450円 ⇒ (改正後) 12,000円 ・ 特定継続 (現行) 20,175円 ⇒ (改正後) 18,000円		(▲1,450円) (▲2,175円)
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) ・ (現行) 100分の2.46 ⇒ (改正後) 100分の2.70 (+0.24)		
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) ・ (現行) 7,100円 ⇒ (改正後) 7,200円 (+100円)		
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) ・ 一 般 (現行) 9,600円 ⇒ (改正後) 8,800円 ・ 特定世帯 (現行) 4,800円 ⇒ (改正後) 4,400円 ・ 特定継続 (現行) 7,200円 ⇒ (改正後) 6,600円		(▲800円) (▲400円) (▲600円)
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) ・ (現行) 100分の1.77 ⇒ (改正後) 100分の1.90 (+0.13)		
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) ・ (現行) 7,000円 ⇒ (改正後) 7,100円 (+100円)		
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) ・ (現行) 6,800円 ⇒ (改正後) 6,600円 (▲200円)		

改正条項等	改正概要	要
○ 第13条 (納税義務の発生、消滅等に 伴う賦課)	15 法律・政令改正に合わせて改正 ・所要の規定の整備	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	16 令改正にあわせて改正 課税限度額の引上げ ・基礎課税額(医療分) (現行) 63万円 ⇒ (改正後) 65万円 ・後期高齢者支援金等課税額 (現行) 19万円 ⇒ (改正後) 20万円	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	17 法律・政令改正にあわせて改正、規定の整備 ・所要の規定の整備、規定の明確化	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	18 国民健康保険税率の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正 ・7軽減(第1号) ■ 基礎課税額(医療分) 均等割 ⇒ 13,790円 平等割 ⇒ 16,800円 (一般) ⇒ 8,400円 (特定世帯) ⇒ 12,600円 (特定継続) ⇒ 5,040円 ■ 後期高齢者支援金等課税額 均等割 ⇒ 6,160円 平等割 ⇒ 3,080円 (一般) ⇒ 4,620円 (特定世帯) ⇒ 4,970円 (特定継続) ⇒ 4,760円 ■ 介護納付金課税額 均等割 ⇒ 9,350円 平等割 ⇒ 12,000円 (一般) ⇒ 6,000円 (特定世帯) ⇒ 9,000円 (特定継続) ⇒ 3,600円 ■ 後期高齢者支援金等課税額 均等割 ⇒ 4,800円 平等割 ⇒ 4,400円	
	・5軽減(第2号) ■ 基礎課税額(医療分) 均等割 ⇒ 9,350円 平等割 ⇒ 12,000円 (一般) ⇒ 6,000円 (特定世帯) ⇒ 9,000円 (特定継続) ⇒ 3,600円 ■ 後期高齢者支援金等課税額 均等割 ⇒ 4,800円 平等割 ⇒ 4,400円	

改正条項等	改正	概要	要
	■ 介護納付金課税額		2,400円 ⇒ 3,600円 ⇒ 3,500円 ⇒ 3,400円 ⇒
	・ 2割軽減 (第3号)		
	■ 基礎課税額 (医療分)	均等割 平等割	3,940円 ⇒ 4,800円 ⇒ 2,400円 ⇒ 3,600円 ⇒ 1,440円 ⇒ 1,760円 ⇒ 880円 ⇒ 1,320円 ⇒ 1,420円 ⇒ 1,320円 ⇒
	■ 後期高齢者支援金等課税額	均等割 平等割	3,740円 ⇒ 5,380円 ⇒ 2,690円 ⇒ 4,035円 ⇒ 1,420円 ⇒ 1,920円 ⇒ 960円 ⇒ 1,440円 ⇒ 1,400円 ⇒ 1,360円 ⇒
	■ 介護納付金課税額	均等割 平等割	2,400円 ⇒ 3,600円 ⇒ 3,500円 ⇒ 3,400円 ⇒
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	19 法規定の新設にあわせて新設 未就学児の被保険者均等割額の減額について規定 (新設)	(特定世帯) (特定継続) (一 般) (特定世帯) (特定継続) (一 般) (特定世帯) (特定継続) (特定継続)	
	■ 基礎課税額 (医療分)	被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額	
		・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯	2,955円
		・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯	4,925円
		・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯	7,880円
		・ 上記に掲げる世帯以外の世帯	9,850円
	■ 後期高齢者支援金等課税額	被保険者均等割額から、未就学児1人について次に定める額を減額	
		・ 7割軽減 (第1号) に規定する金額を減額した世帯	1,080円
		・ 5割軽減 (第2号) に規定する金額を減額した世帯	1,800円
		・ 2割軽減 (第3号) に規定する金額を減額した世帯	2,880円
		・ 上記に掲げる世帯以外の世帯	3,600円

改正条項等	改正概要
○ 第23条の2 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の特例)	20 法律改正にあわせて改正、規定の整備 ・ 所要の規定の整備
○ 附則2項 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例)	21 法律・政令改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則3項 (上場株式会社等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の特例)	22 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則4項 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例)	23 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則6項 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)	24 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則7項 (上場株式会社等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の特例)	25 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則8項 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の特例)	26 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則9項 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の特例)	27 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備

改正条項等	改正概要
○ 附則10項 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例)	28 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則11項 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の特例)	29 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則12項 (条約適用利子等に係る国民健康保険税の特例)	30 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則13項 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の特例)	31 法律改正にあわせて改正 ・ 所要の規定の整備
○ 附則14項 (新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)	32 国民健康保険税の減免の特例(期間延長) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例 ・ 減免の特例を令和4年度においても実施

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.81</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u> <u>9,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>24,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>12,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>18,000円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u> <u>8,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>26,900円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,450円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>20,175円</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u> </u>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.70を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,600円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.90を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u> </u>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.46を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,200円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.77を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,100円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,600円</u>とする。 (納税義務発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の国民健康保険税の額</u>とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には<u>200,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。</p>	<p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,800円</u>とする。 (納税義務発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもつて算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には<u>630,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には<u>190,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)の合算額とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,790円</p>	<p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,090円</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,800円</u> ・ 特定世帯 <u>8,400円</u> ・ 特定継続世帯 <u>12,600円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,040円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,160円</u> ・ 特定世帯 <u>3,080円</u> ・ 特定継続世帯 <u>4,620円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,970円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,620円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,830円</u> ・ 特定世帯 <u>9,415円</u> ・ 特定継続世帯 <u>14,122円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,970円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,720円</u> ・ 特定世帯 <u>3,360円</u> ・ 特定継続世帯 <u>5,040円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,900円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,760円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて <u>9,850円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,000円</u> ・ 特定世帯 <u>6,000円</u> ・ 特定継続世帯 <u>9,000円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400円</u></p>	<p>属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて <u>9,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,450円</u> ・ 特定世帯 <u>6,725円</u> ・ 特定継続世帯 <u>10,087円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,550円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,800円</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定世帯 <u>2, 200円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>3, 300円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 550円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 940円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 800円</u></p>	<p>・特定世帯 <u>2, 400円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>3, 600円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 500円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 400円</u></p> <p>(3) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 740円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 380円</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定世帯 <u>2,400円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>3,600円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,440円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,760円</u></p> <p>・特定世帯 <u>880円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>1,320円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,420円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,320円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、</p>	<p>・特定世帯 <u>2,690円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>4,035円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,420円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,920円</u></p> <p>・特定世帯 <u>960円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>1,440円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,400円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,360円</u></p> <p>(新設)</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2, 955円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4, 925円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7, 880円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9, 850円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 080円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 800円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 880円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3, 600円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等という。第24条の2において同じ。)である場合における第</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等という。第24条の2において同じ。)である場合における第</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>前条第1項第1号中「総所得金額及びび」</u>とあるのは「<u>総所得金額</u>（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>附 則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項</p>	<p>3 条及び前条の <u>規定の適用</u>については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、<u>前条第1号 中「総所得金額」</u>とあるのは「<u>総所得金額</u>（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。） <u>と</u>する。</p> <p>附 則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条 <u>の規定の適用</u>については、同項中「<u>法第703条の5</u>」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>」に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定す</p>	<p>1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定す</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る長期譲渡所得の金額（昭和三十二年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第</p>	<p>る長期譲渡所得の金額（昭和三十二年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u></p>	<p>項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u></p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p><u> </u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同項第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得</p>	<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第</p>	<p>税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条</p>	<p>___の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和4年度分</u>の国民健康保険税であつて、<u>令和4年4月1日</u>から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</p>	<p>の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、<u>令和3年度分</u>の国民健康保険税であつて、<u>令和3年4月1日</u>から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

かもめ島上ステージ外壁改修工事資料

【事業の概要】

本件については、令和3年度繰越明許費（令和4年3月定例会補正）で令和4年4月19日に契約を締結している。その後、5月9日から仮設足場の荷揚げを開始し、設置、調査を5月20日までの日程で実施した結果、当初の設計で目視による概数計算していた補修箇所を上回る欠損箇所を確認された。

以上のことから、補修数量を増加の上、設計変更をすることで取り進めたい。

【工事総額】

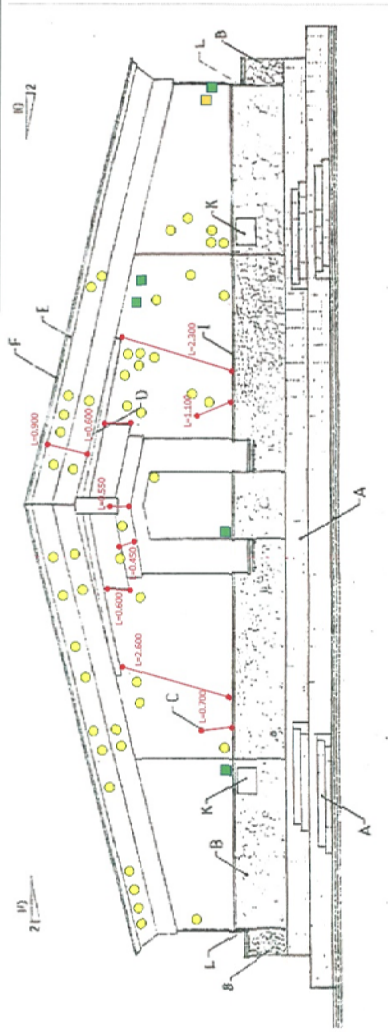
・既存契約金額 7,700,000円
 ・追加見込金額 1,147,000円
 合計 8,847,000円

R3繰越明許費予算 8,447千円
 当初+追加見込金額 8,847千円
 差額 ▲400千円
 ※工期：4/19～7/29

【主な数量変更内容】

名称	当初概数	変更後数量	対比
直接仮設費	395㎡	358㎡	-37㎡
外壁欠損部補修 100×600～500×400mm程度	6箇所	28箇所	+22箇所
外壁欠損部補修 100×300mm以下	1箇所	52箇所	+51箇所
外壁欠損部補修 100×100mm以下	154箇所	295箇所	+141箇所
ひび割れ補修	72.9m	27.2m	-45.7m
共通費	16人	20人	+4人

正面外壁	
欠損部補修 100×600～500×400程度	■
欠損部補修 100×300以下	■
欠損部補修 100×100以下	●
ひび割れ補修	—●—



正面外壁補修箇所図(その他、裏面、天井部の補修あり)



現在のステージの状況写真(全面足場設置済)

かもめ島公衆トイレ屋根改修工事資料

【概要】

かもめ島にある公衆トイレの屋根について、島下及び島上ともに経年劣化等による腐食が進んでいる。かもめ島は、観光客や釣り客、江差マリンピング等の利用もあることから、改修によりかもめ島内施設の快適性の向上を図る。

〈島下公衆トイレの状況〉

- ・特にえびす浜側面の腐食があり、建物内機械室への雨漏りが確認されている。
- ・現状の雨漏りは機械室のみであるが、腐食が広範囲のため、拡大する可能性がある。

〈島上公衆トイレの状況〉

- ・腐食により、強風時は飛散する不具合が生じている。
- ・一部木材による仮押さえで対応してきたが、風の状況によっては押さえが効かない状態で、台風等の強風時にはさらに飛散も予想されるほか、腐食から今後雨漏りの可能性もある。

【工事内容】

〈島下〉

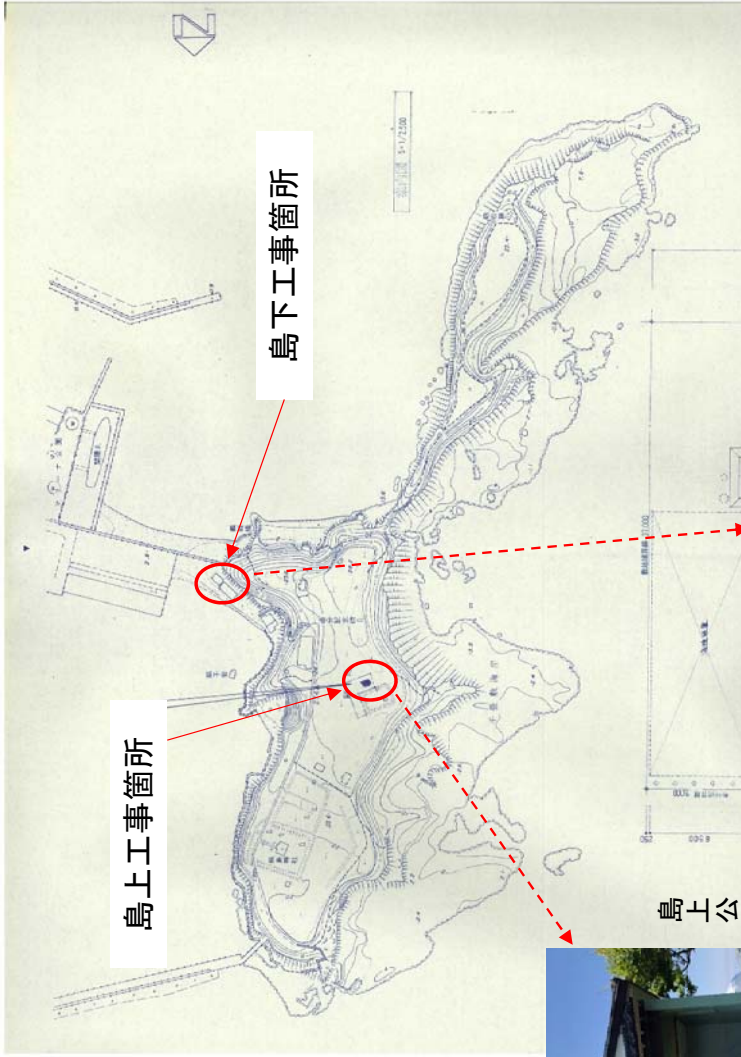
- ・公衆トイレ屋根全面葺替 120.4㎡
- ・横葺 ⇒ 縦葺へ変更

〈島上〉

- ・公衆トイレ屋根全面葺替 70.7㎡
- ・既存の三角8面形状のまま葺替
- ・公衆トイレ入口部瓦屋根撤去 ⇒ 鋼板葺替 5.4㎡

【予算額】

- 3,349千円
- ・かもめ島下公衆トイレ屋根改修工事 1,116千円
- ・かもめ島上公衆トイレ屋根改修工事 2,233千円



島上公衆トイレ屋根写真(左写真)



島下公衆トイレ屋根(上写真)



北海道市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正案

附 則 (令和2年市町村第1668号指令)

(略)

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	
上川総合振興局(31)	(略)、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合

別表第2(第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
(略)	
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、上川広域滞納整理機構、上川中部福祉事務組合、留萌消防組合(略)

現 行

附 則 (令和2年市町村第1668号指令)

(略)

別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
(略)	
上川総合振興局(30)	(略)、上川広域滞納整理機構

別表第2(第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
(略)	
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、上川広域滞納整理機構 ____、留萌消防組合(略)

北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約新旧対照表

新		旧	
<p>本則 略</p> <p>附 則 (令和3年2月10日告示第4号) 抄 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>		<p>本則 略</p> <p>附 則 (令和3年2月10日告示第4号) 抄 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p>	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～空知管内	(略)	石狩管内～空知管内	(略)
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、 <u>上川中部福祉事務組合</u>	上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合
留萌管内～根室管内	(略)	留萌管内～根室管内	(略)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>附 則(令和3年2月3日総行市第2号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>とちか広域消防事務組合</p> <p><u>上川中部福祉事務組合</u></p>	<p>(略)</p> <p>附 則(令和3年2月3日総行市第2号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>とちか広域消防事務組合</p>

江差町・上ノ国町学校給食組合規約（昭和45年規約第1号）の一部を変更する規約の新旧対照条文（案）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、<u>檜山郡江差町字砂川7番地7</u> 江差町・上ノ国町学校給食センター内に置く。</p> <p>附 則 この規約は、令和4年8月1日から施行する。</p>	<p>（事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、<u>檜山郡江差町字南浜町411番地</u> 江差町・上ノ国町学校給食センター内に置く。</p>